

令和 8 年第 6 回

君津市農業委員会議事録

令和 8 年 6 月 4 日（木）

令和8年第6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和8年6月4日（木）午後2時00分から午後2時30分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 4号から議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 8号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）について

日程第6 報告第 1号から議案第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 3号から報告第 6号 農地法大4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 7号から報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1 番	内 海 孝 夫	2 番	鮎 川 正 幸
3 番	水 野 徳 子	4 番	小笠原 武 男
5 番	笹 本 幸 恵	6 番	宇 野 真 弘
7 番	石和田 勉	8 番	重 田 弘 已
9 番	小 泉 春 水	10 番	齊 藤 昇
11 番	重 田 忠 男	12 番	長谷川 貢
13 番	鈴 木 隆	14 番	石 井 和 美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	安田	禎則
主幹(事)事務局次長	伊藤	嘉宏
主査	占部	和裕
副主査	古市	和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 ただいまの出席委員は 14 名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年第 6 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

13 番、鈴木隆委員、14 番、石井和美委員の 2 名をお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 3 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明します。

中島地先の田 1 筆、510 平方メートルを、売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は、維持管理が大変なため、要望を受けたところへ譲渡する。譲受人は、希望に合う農地を取得して、自家野菜の栽培を始めたいとしております。

なお、申請地の地目上は田ですが、現状は長らく畑として管理されております。

許可基準として、譲受人は、現在は鎌ヶ谷市在住であります。時間には余裕があり、通作は可能であると申告しております。また、将来は本格的に農業に携わりたく、本市に居住地を求めたいと不動産屋に相談をしているところであるということでございます。

農機具については、刈り払い機と小型耕運機を購入し、現地に物置を設置して管理すると

のことです。

農作業従事日数は、御夫婦 2 名で延べ150日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第 2 号について、説明いたします。

長谷川地先の田 2 筆、合計面積1,823平方メートルの売買による所有権移転です。

譲渡人は、相続を受けたが管理できず譲渡する。譲受人は、要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は、6,600平方メートル余の経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所持しています。

農作業従事日数は、2 名で延べ360日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

続きまして、議案第 3 号について説明します。

浦田地先の田 1 筆、面積302平方メートルの売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外在住のため維持管理が困難であったところ、譲受人より購入の申出があったため譲渡する。譲受人は、住宅を購入し君津市に転居することになったが、隣接する申請地において自家野菜の栽培を行おうとするものであります。なお、申請地の現状は畑となっております。

許可基準として、農機具は草刈り機を購入予定であります。

農作業従事日数は、1 名で150日と申告しており、取得面積から見て、資格等については問題ないと思われま

す。

以上であります。

議 長 議案第 1 号ないし議案第 3 号まで、事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第 1 号について、4 番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案 1 号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊 1 ページを御覧ください。

現場は春日神社の東に位置する田んぼですが、現在は畑として管理されていて、5 月 2 7 日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。譲受人は畑として野菜を栽培して管理していくということで、特に問題ないと思われま

議 長 続きまして、議案第 2 号につきまして、10 番、齊藤委員からお願いします。
齊藤委員 10 番、齊藤です。

議案番号 2 番について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局方より説明があったそのとおりの詳細内容です。

申請場所ですけれども、別冊 2 ページを御覧ください。

小櫃駅付近より東に延びている、市原の加茂に向かう県道が走っています。小櫃付近より加茂方向に行って、途中に市原自動車、市原自動車を過ぎまして 500 メートルぐらい行ったところに左に曲がる農道があります。長谷川地先になります。その農道を山のほうに向かって行って、谷津田が並んでいますけれども、その谷津田を通して、その谷津田の一番奥にある先端の田んぼが今回の現地です。

5 月 23 日に、代理人の方と現地でお会いし、いろいろ聞いてきました。現地の状況ですけれども、二、三年田んぼを、稲を作っていないという状況でした。でも、少し手を加えれば、また田んぼに復帰する、そういう状態です。そして、受人のほうも 6,000 平米の田んぼを経営しているということで、それに今回の田んぼが加わって、規模拡大ということになるそうです。

そういうことですので、何ら問題はないかと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、議案第 3 号について、12 番、長谷川委員からお願いします。
長谷川委員 詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

土地につきましては、別冊 3 ページ、千葉鴨川線です。久留里街道と書いてあります。やまいち印刷から 50 メートル、久留里方面に行く 50 メートルのところを右折して、すぐ左側のところにあります。

5 月 21 日、代理人と現地確認を行いました。譲渡人は、県外に居住して、近所の方が草刈り等を行ってくれてあります。先ほど質問にありましたように、現況は畑になっております。譲受人は、鴨川に居住しておりますけれども、すぐ隣の同じ地番を分筆したところの住宅を購入するということで、それに併せてこの土地を購入して、自家消費野菜を栽培したいとのことでした。

不許可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま議案第 1 号ないし議案第 3 号について、事務局説明並びに現地調査報告が

終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第4号ないし議案第7号

議長 長 日程第4、議案第4号ないし議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

下湯江地先の畑3筆、面積1,145平方メートルを、所有権移転により宿泊所へ転用します。

申請地は都市計画区域内ですが、トレーラーハウスの宿泊所であり、車両扱いのため建築物とみなされないことから、問題はありません。

農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地のみで埋立ては行いません。

用水は、既存の井戸及び公共水道を使用します。

排水については、浄化槽で処理後、既設排水路へ放流します。

工事中は必要に応じて土留め等を設けて土砂の流出を防止し、完了後は、敷地内に雨水浸透ますを配置し、雨水の急激な流出を抑制して周辺地への影響を未然に防ぎます。

議案第5号ないし第6号については同一事業ですので、一括して御説明します。

大岩地先及び正木地先の田4筆、合計面積2,607平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネルをそれぞれ、192枚と140枚設置したいとのことです。

敷地は整地のみで埋立ては行いません。

用水はありません。

排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事は、近隣住民に対して常に注意を払い、工事車両の進入、通行を慎重にして通行の妨げにならないよう、注意します。

日照、通風の妨げになるような高さのある工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

議案第7号について御説明いたします。

賀恵渚地先の田2筆、面積1,738平方メートルのうち、954.97平方メートルを、使用貸借権により農業用倉庫へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第1種農地相当となります。

本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第11条第2号イに該当する農業用施設に限り、認められるものです。

譲渡人と、譲受人である法人の代表取締役は親子関係で、譲受人は、申請地に収穫物、耕作機器等の保管庫を新設して作業効率を上げ、農業経営の安定化を図りたいとのことです。

造成は、雨水による浸水被害が多発し、支障を来していることから、山砂を購入し、隣接道路の高さまでかさ上げを行うため、盛土工事の許可申請を行っております。

汚水、雑排水の排水については、地域基準を満たした合併浄化槽を経由し、土地改良区が承諾している南側側溝に放流します。雨水も同様に、合併浄化槽を経由して放流します。

工事中は、近隣に迷惑をかけないように、保安体制に留意し、事故のないようにします。また、ごみ等の飛散防止を図り、不要な工事関係資材等を速やかに撤去し、美化に努めます。

以上です。

議長 ただいま、議案第4号ないし議案第7号について、事務局説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第4号については私から、報告いたします。

議案第4号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊4ページを御覧ください。

地図の君津モータースクール前から県道158号線になりますが、富津方面に向かい500メートルほど行った左側が申請地になります。

5月27日に譲渡人、譲受人と現地確認を行いました。申請地は耕作されておりませんが、駐車場の隣にあり、草刈等はされており管理された状態でした。

地目は畑で、周辺は譲渡人の工場の敷地と隣の畑は譲渡人の親戚の畑になるそうです。この畑の耕作はされておりませんでした。

今回購入する畑と工場の敷地の一部を転用して、先ほどの話がありましたトレーラーハウスを設置すると。宿泊所を始めるという計画だそうです。

畑としては長らく耕作されておらず、転用して活用することが有効利用になると思われます。特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第5号及び第6号について9番、小泉委員から一括してお願いします。
小泉委員 9番、小泉です。

5号、6号につきまして、現地視察の結果を報告いたします。

詳細はただいま事務局より説明のあったとおりです。

場所は、別冊5ページを御覧いただきます。地図上、中央部分に大岩と記された付近に国道410号線大岩の交差点があります。そこを三島ダム方面に100メートルほど進み、そこを右折、さらに100メートルほど進みますと、丁字路ぶつかりますが、この手前、右左、右側が議案5号、左側が議案6号という形になります。

5月25日に、代理人と現地にて聞き取り、現況の確認を行いました。

対象農地は雑草で覆われ、何ら管理されてはおりませんでした。周辺農地も同様でしたので、太陽光発電設備の設置ということですので、何ら問題になる様子はないかと思われます。よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第7号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号7号について説明いたします。

詳細な内容については、先ほど事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊の６ページを御覧ください。

現地近く、何も目立つようなところはないのですけれども、小櫃にある味楽園の直売所、J Aが経営する直売所から東に向かって、1.5キロぐらい行ったところが今回の現地となります。

現地、これも同じ日、３条の件と同じ人で、２３日の日に、現場で代理人の方と打合せ、事情を聞いてきました。

渡人と受人、親子関係になっております。

現状は、今、現に稲を作っている状態でした。そこに、今回、ライスセンター及び育苗ハウス等を設立するということで、話を聞いてきました。

親子そろって大規模にやっていくというような話を聞いて、非常に頼もしく思ってきました。

そしてこの現地ですけれども、住まわれている家が隣ということで、立地条件に思ってもいいところだと思っております。

そうした内容ですので、何ら問題はないかと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第４号ないし第７号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第8号

議長 日程第5、議案第8号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号、令和8年度 農用地利用集積等促進計画案について説明します。

このたび、君津市長より農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書、5ページをお開きください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が7件、田15筆、契約面積は1万7,773平方メートル、小糸地区が4件、田8筆、契約面積は9,627平方メートル、小櫃地区が4件、田14筆、契約面積は1万6,089平方メートル、上総地区が1件、田8筆、契約面積は4,301平方メートル、個別の案件につきましては、議案書の6ページから13ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たすものと判断しているとのことでございます。

以上であります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 8 号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案について意見はないものとして市長に回答いたします。

◎報告第 1 号ないし報告第 8 号

議 長 日程第 6 報告第 1 号ないし第 8 号について、報告第 1 号ないし第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 3 号ないし第 6 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 7 号ないし第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第 1 号ないし第 8 号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、報告第 1 号ないし第 8 号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 8 年第 6 回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回、令和 8 年第 7 回農業委員会総会は、令和 8 年 7 月 3 日金曜日に市役所 5 階大会議室にて午後 2 時から開催する予定であります。よろしくお願いします。

(午後 2 時 3 0 分)
